

企画競争説明書の訂正

2021年9月30日（木）付公示の業務名称「中国5県における外国人材受入・多文化共生に係る調査（企画競争）」について、下記のとおり訂正します。

また、これに伴い、入札説明書を訂正版に差し替えます。

2021年10月14日

独立行政法人国際協力機構
中国センター
契約担当役
所長 岡田 務

記

●原説明書3頁に記載した 5. 競争参加資格 における記載を以下のとおり訂正します。

（訂正前）

（2）積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1）全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2）日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（5）競争参加資格の確認

3）提出書類：

a）競争参加資格確認申請書（様式集参照）

b）全省庁統一資格審査結果通知書（写）

令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）

c）共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。

・共同企業体結成届

・共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類（上記a）、b））

(訂正後)

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格 ※

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

※当該資格を有していない場合、以下書類を以て代替可能とする。

① 競争参加資格確認申請書：以下様式集リンク参照

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

② 簡易審査申請書：別紙参照

③ 登記事項証明書(写)：但し、発行日から3ヶ月以内のものであり、法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」。

④ 納税証明書(その3の3)(写)：発行日から3ヶ月以内のもの。税務署にて発行の法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書。納税義務が免除されている場合でも発行されます。但し書きがある場合は、事情を確認することがあります。その3の3以外の証明書(市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書等、納税証明書その1など)では受付できません。

⑤ 財務諸表(写)：設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要。決算が確定した直近1ヶ年分。貸借対照表、損益計算書を含む。法人名および決算期間の記載があるもの。

⑥ その他：共同企業体を結成するときは、以上に加えて、「共同企業体結成届」および「共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類」が必要です。

必要に応じ、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを証明する書類を提出いただく場合があります。

(5) 競争参加資格の確認

3) 提出書類：

a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)

b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写) ※

令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)

c) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。

・共同企業体結成届

・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記a)、b))

※当該書類を有していない場合、(2)積極的資格制限の記載の通り、別資料で代替可能。

以上